

年末・年始における業務の取り扱いについて

奈良運輸支局は12月27日(土)から翌年1月4日(日)まで閉庁となります。

1. 年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは、12月26日(金)までとなっておりますが、年末には業務が輻輳し、混雑が予想されますので、諸手続きは**できるだけ早め**にお済ませ下さいようお願いします。

なお、次に掲げる車両検査関係業務について、年内中の処理を要する場合は、所定の期日までに申請を行ってください。

- ・ 新規検査等事前提出、並行輸入自動車の届出及び
改造自動車の届出の受付 12月11日(木)まで
- ・ 検査予約の受付(年内受付分) 12月26日(金)午前まで
- ・ 持込検査及び指定整備の受付 12月26日(金)まで
- ・ 登録関係 12月26日(金)まで

(再申請及び書類不備等生じる可能性がありますので26日は午前中に申請を行って頂きますようご協力をお願いします。)

2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月5日(月)から平常どおり行います。

3. お願い

- (1) 検査及び登録申請の書類は正確に記入するとともに、内容を十分に確認してから提出されるようお願いします。
- (2) 車両検査予約日の変更及び空予約は、他の受検者の方の迷惑となりますので、ご遠慮下さい。
- (3) 来年の1月5日(月)以降の持込検査(車検)については、通常どおり事前に予約を入れて頂くようお願いします。

近畿運輸局奈良運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所